認 可 書

独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口剛彦 殿

平成18年3月31日付企企第0331001号をもって貴殿から申請のあった独立行政法人福祉医療機構の中期目標を達成するための計画(独立行政法人福祉医療機構中期計画)の認可申請については、申請のとおり認可し、平成18年3月31日から適用する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

厚生労働大臣 川崎二郎

独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成 1 5 年 1 0 月 2 日付厚生労働省発社援第 1002002 号認可変更:平成 1 6 年 4 月 1 日付厚生労働省発社援第 0401004 号認可変更:平成 1 6 年 1 2 月 1 日付厚生労働省発社援第 1201003 号認可变更:平成 1 8 年 3 月 3 1 日付厚生労働省発社援第 0331009 号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、平成15年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成 1 5 年 1 0 月 1日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政 法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営 基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次の ような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。

- (1)継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO 9001を中期目標期間中に認証取得する。
- (2)職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。
- (3)経営管理を担う経営企画会議(仮称)を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。
- (4)事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。

(5)業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会(仮称)を設置する など機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対 する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク 管理に活用する。

さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。

(6)福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用する。 そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。

調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の 発行期間を検討する。

調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。

貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。 また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券(ABS)の活用可能性 を調査・研究する。

- (7)電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人 の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。
- (8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。

なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費及び業務経費等の経費(承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。)については、中期目標の期間の最終の事業年度において、業務開始年度である平成18年度と比べて3%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。

さらに、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、 平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、 社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、5%以上の削減を行う。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として2%

以上の削減に取り組むこととする。

ただし、平成18年度に承継される年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金 貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及 びこれを前提として支払われるべき人件費を基準とする。

併せて、国家公務員の給与構造改革も踏まえ、引き続き、勤務実績の給与への反映 等の取組を行う。

- (9)利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。
- (10)業務・システムの最適化の実施のため、福祉医療貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の業務の見直しと併せて、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。

このため、当該事業等に係る業務・システムの監査及び刷新可能性調査を実施し、 これらを踏まえ、平成19年度までに業務・システムの最適化計画を策定し、公表す る。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、 医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医 療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意して その適正な実施に努める。

また、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施する。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等

に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。

こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資 メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。

イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、 貸付条件、貸付形態等を見直す。

こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。

- ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。
- エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。
- (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を 進め、審査期間に関する中期目標を達成する。
 - イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。
 - ウ 利用者の事務手続負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。
 - エ 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託 金融機関への業務の指導を強化する。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)、個別経営診断及び開業医承継支援事業)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の 見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。

また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、 開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。

- イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。
- (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行 うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指 標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。
 - イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者と の調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達 成する。

また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。

- ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。
- エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。

3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事業」という。)においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益(独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第139号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。)を用いて、独創的・先駆的な活動など

民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。

長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援 基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、 障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

- a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。
- b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方策を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。

また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。

c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の 実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した 審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体に おいて助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。

全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事業や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。

全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

- (1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。
 - (ア)本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提 の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。
 - (イ)安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情

報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り 運用効率を高める。

- イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、 毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。
- (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講 じる。
 - (ア)助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。
 - (イ)助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。
 - イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議する とともに、以下の措置を講じる。
 - (ア)助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。
 - ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業 の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の 結果によっては打ち切る。
 - 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。
 - ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。
 - (イ)助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。
 - ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。
 - ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。
 - ・ 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の 事業実施に対し的確な指導助言ができるように努める。
 - ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。
 - (ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。
 - (イ)我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業 の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。
- イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議 (年間2か所)を開催する。

6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、

- ・ 平成12年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者 への情報提供
- ・ 平成13年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関 及び受審済事業者の評価結果の情報提供
- ・ 平成 1 5 年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供
- ・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築

等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当 たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。
- イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAMNETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。
- ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利活用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。

(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、
 - ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効 利用等による医療機関情報の提供
 - 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速

な情報提供

などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。

- イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについての アンケート調査を定期的に実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツ の整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。
- ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。
 - ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野にお ける利用機関登録の促進を図る。
 - ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。
 - ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。
- エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、 その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって 無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

- (2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起 とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。

また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を 強化する。

イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活か して効率的な業務運営に努めることとする。

(1)業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、 貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。

イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。

9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1)適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。

- イ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は 見直しを行う。
- ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を 行う。

(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。

- イ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ウ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収 を推進する。
- エ 国民年金の被保険者等に対して住宅金融公庫による住宅融資と併せて行われた年金住宅融資に係る債権に関し、平成19年4月1日に設立される独立行政法人住宅金融支援機構が行う債務保証及び当該債権の一部の譲受けについては、関係行政機関と緊密に連携しつつ、独立行政法人住宅金融支援機構による債務保証の仕組みを維持するために必要な範囲内で債権譲渡を行うことに留意して、適切に対処する。

10 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、 ホームページへの掲載により周知を図る。
- イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、手引書の改訂等を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

128,700百万円

2 想定される理由

- (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2)一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の 遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (4)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源
- ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

(1)方針

職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価 制度を構築すること。

有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。

業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。

(2)人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数、労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤 職員数及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴う常勤職員数の 100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 264人

労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 承継年金住宅融資等債権管理回収業務等の移管に伴い増員した常勤職員数 34人

期末の常勤職員数 299人以内

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 10,679百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に 相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

なし

予算 別紙 1

(単位:百万円)

				金		額			
区別	一般勘定	長寿・子育 て・障害者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせ ん 勘 定	計
収入									
運営費交付金 国庫補助金	18,490		2,791	492	1,159	149	11,474	165	34,
給付費補助金 利子補給金	64,747		100,836						100, 64,
晶祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息	296,788								296,
圣営指導事業収入 基金事業運用収入	127	18,860							18
管害者スポーツ支援事業特別準備金戻入 慰職手当共済事業収入		1,290	229,253						1 229
掛金 都道府県補助金			120,359 105,963						120 105
退職手当給付費支払資金戻入 給付費支払資金運用等収入			2,923 9						2
) 身障害者扶養保険事業収入 保険料収入				141,673 41,959					141 41
保険金 特別給付金				54,439 322					54
市慰金 信託運用収入				1 521					
扶養保険資金戻入 F金担保貸付事業収入				44,432					44
年金担保貸付金利息 5災年金担保貸付事業収入					17,648				17
労災年金担保貸付金利息						126	249,791		249
系継債権管理回収事業収入 承継債権貸付金利息 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							249,730		249
手数料収入 系継教育資金貸付けあっせん事業収入							61	7	
手数料収入 引息収入	29	1		0	11	0	31	7	
隹収入	109	7 20 457	322.006	2	40.004	0	204 202		4.450
	380,291	20,157	332,886	142,167	18,821	276	261,302	172	1,156
a祉医療貸付事業費	353,760								353
支払利息 業務委託費	344,158 966								344
債券発行諸費 貸付回収金充当費	531 8,106								8
t会福祉事業振興事業費 ^{艮職手当} 共済事業費		18,030	330,089						18 330
退職手当給付金 退職手当給付費支払資金繰入			323,800 6,289						323 6
」身障害者扶養保険事業費 支払保険料				141,673 41,959					141 41
年金給付保険金 弔慰金給付保険金				44,432 322					44
特別弔慰金給付金 扶養保険資金繰入				1 54,960					54
F金担保貸付事業費 支払利息					17,115 8,574				17 8
業務委託費 債券発行諸費					7,807 733				7
5000000000000000000000000000000000000					. 30	104			
業務経費 福祉医療貸付業務経費	6,029 1,187	430	1,396	109	433	47	10,195	61	18 1
福祉と原員り来が起員 経営指導業務経費 福祉保健医療情報サービス業務経費	258 4,584								4
社会福祉事業振興業務経費	4,004	430	1 200						
退職手当共済業務経費 心身障害者扶養保険業務経費 左会共保険は業務経費			1,396	109	400				1
年金担保貸付業務経費 労災年金担保貸付業務経費					433	47			
承継債権管理回収業務経費 承継有資金貸付けあっせん業務経費							10,195	61	10
-般管理費 人件費	3,138 9,109	465 1,228	364 1,037	84 300	189 552	23 68	251 1,034	21 90	4 13
	1	1				1			

[人件費の見積り]

期間中総額10,679百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

- 1. 平成15年度、平成16年度及び平成18年度に業務を開始する勘定(承継債権管理回収勘定·承継教育資金貸付けあっせん勘定)の平成18年度については業務に必要な経費を個別に積上げ算出する。
- 2. 運営費交付金を財源とする中期計画開始時の勘定(一般勘定・共済勘定・保険勘定・年金担保貸付勘定)の平成17年度以降については、一括して次の算定方法を用い算出し、平成16年度に事業を開始する労災年金担保貸付勘定の平成17年度以降については、単独で算出する。

運営費交付金 = (人件費 + 経費 - 自己収入額)× + 特殊要因

3. 平成18年度に業務を開始する勘定の平成19年度については、一括して次の算出方法を用い算出する。

運営費交付金=(人件費 + 経費 - 自己収入額)× + 当年度の所要額計上経費 + 特殊要因

:効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

· 人件費 = A × × + 退職手当

A:直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金:昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

:給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、長寿・子育て・障害者基金勘定を除き、運営費交付金によって措置されるものとする。

·経費 = (業務経費 + 一般管理費) × +減価償却費

業務経費は、所要額計上経費を除く。

:消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

減価償却費は、財源措置の対象となっている減価償却費相当額とする。

- ·自己収入 = 経営指導事業収入 + 雑収入等
- · 所要額計上経費: 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登 記経費、承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費の所要額計上を必要とする経費
- ·特殊要因:法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

- ·昇給原資率()、給与改定率()及び消費者物価指数()の伸び率を0として推定。
- ・中期計画開始時の勘定の効率化係数()は、特殊法人時の最終年度(平成14年度)における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成19年度)が13%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。
- ・平成16年度に事業を開始する労災年金担保貸付勘定の効率化係数()は、事業開始年度(平成16年度)における運営費交付金対象見合い経費に対し、中期計画最終年度(平成19年度)が9%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。
- ・平成18年度に業務を開始する勘定の効率化係数()は、業務開始年度(平成18年度)における運営費交付金対象見合い経費(所要額計上経費を除く。)に対し、中期計画最終年度(平成19年度)が3%の削減になるよう、具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、中期計画開始時の勘定及び労災年金担保貸付勘定については平成16年度に対し、平成18年度に業務を開始する勘定については平成18年度に対し以下の数値を仮置きし算定する。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
(参考)中期計画開始時勘定全体	0.9664	0.9653	0.9673		
一般勘定	0.9656	0.9641	0.9669		
共済勘定	各年度 0.9719				
保険勘定	各年度 0.9646				
年全担保貸付勘定	各年度 0 9682				

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
労災年金担保貸付勘定		各年度 0.970	0

	平成17年度 平成18年度	平成19年度
承継債権管理回収勘定		0.0700
承継教育資金貸付けあっせん勘定		0.9700

収支計画 平成15年度~平成19年度の収支計画

<u></u>	金額								
区別	一般勘定	長寿・子育 て・障害者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資 金貸付けあっ せ ん 勘 定	計
注用の部 経常費用 福祉医療貸付業務費 借入金利息 債券利息 債券発行諸費 債券発行差金償却 業務委託費	381,100 380,917 363,063 344,120 6,369 531 22 962	20,157 20,157	327,753 321,464	97,851 87,207	19,067 19,067	277 277	11,480 11,480	172 172	857,85 840,74 363,06 344,12 6,36 53 2
貸付回収金充当費 福祉医療貸付業務経費 貸倒引出金繰入 経営指導業務費 経営指導業務経費	8,106 1,187 1,767 258								8,10 1,18 1,76
福祉保健医療情報サービス業務費 福祉保健医療情報サービス業務経費 社会福祉事業振興事業費 社会福祉事業振興事業費 社会福祉事業振興業務経費 退職手当共済業務費 退職手当共済業務経費 心身障害者扶養保険業務費	4,584	18,460 18,030 430	320,063 318,668 1,396	86,823 41,959					4,58 18,46 18,03 43 320,06 318,66 1,39 86,82 41,95
給付金 心身障害者扶養保険業務経費 年金担保貸付業務費 借入金利息 債券利息 債券発行諸費 債券発行差金償却 業務委託貸 年金担任貸付業務経費 貸倒引当金繰入				44,755 109	18,319 5,191 3,932 733 8 7,945 433				44,75 10 18,31 5,19 3,93 73 7,94 43
等以下金担保貸付業務費 業務委託費 労災年金担保貸付業務経費 貸倒引出金繰入 承継債権管理回収業務費 承継債権管理回収業務経費					,,	185 104 47 35	10,195		18 10 4 3 10,19
承継教育資金貸付けあっせん業務費 承継教育資金貸付けあっせん業務経費 一般管理費 減価償却費 人件費 財務費用	3,138 764 9,109	465 4 1,228	364 1,037	84 300	189 7 552		251 1,034	61 21 90	4,53 77 13,41
支払利息 臨時損失 固定資産除却損 退職手当給付費支払資金繰入 心身障害者扶養保険責任準備金繰入	183 183		0 6,289 6,289	10,644 10,644					17,11 18 6,28 10,64
益の部 運営費交付金収益 福祉医療貸付事業収入 経営指導事運用収入 退職手当共済事業収入	381,100 18,490 297,129 127	20,157 18,860	327,753 2,791	97,851 492	19,067 1,159		260,380 11,474	172 165	1,106,75 34,72 297,12 12 18,86 120,36
掛金 給付費支払資金運用等収入 心身障害者扶養保険事業収入 受取保険料 保険金 金銭の信託運用益 年金担保貸付事業収入			120,359 9	97,358 41,959 54,762 637	17,887				97,35 97,35 41,95 54,76 63 17,88
十 近日	64,747 64,747 468		201,666 100,836 100,830		7	127	248,869	7	248,86 266,41 100,83 100,83 64,74
財務収益 受取利息 雑益 臨時利益 障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入益 退職手当給付費支払資金戻入益	29 109	1 7 1,290 1,290	6 2,923 2,923	2	11 3	0	3 <u>1</u> 6	1	7 13 4,21 1,29 2,92
机利益 目的積立金取崩額 逐利益									

(単位:百万円)

-								(부	单位:百万円)
				金		額			
区別	一般勘定	長寿 子育 て 障害者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資金 貸付けあっせ ん 勘 定	計
資金支出	3,450,335	96,867	338,952	142,167	1,607,804	25,943	1,509,241	6,073	7,177,382
業務活動による支出 福祉医療貸付事業費	2,287,637 353,760	20,153	321,464	87,207	1,267,688	25,942	1,019,389	6,072	5,035,552 353,760
福祉医療貸付金による支出	1,915,600								1,915,600
社会福祉事業振興事業費 退職手当共済事業費		18,030	318,668						18,030 318,668
心身障害者扶養保険事業費			310,000	86,714					86,714
年金担保貸付事業費 年金担保貸付金による支出					17,115				17,115
デュル ディス					1,249,400	104			1,249,400 104
労災年金担保貸付金による支出						25,700			25,700
承継教育資金の貸付金による支出 人件費支出	9,109	1,228	1,037	300	552	68	1,034	5,900 90	5,900 13,418
経営指導業務費	258								258
その他の業務支出	8,909	896	1,760	193	621	70			22,977
│ 国庫納付金の支払額 │ 投資活動による支出		75,188		54,960			1,007,908		1,007,908 130,147
金銭の信託の増加による支出				54,960					54,960
有価証券の取得による支出 財政融資資金預託金の増加による支出		74,400 788							74,400 788
財務活動による支出	1,161,355	700	5,133		336,550				1,503,037
長期借入金の返済による支出	1,106,335		5,133		261,550				1,367,885
短期借入金の返済による支出 債券の償還による支出	55,020		5,133		75,000				5,133 130,020
次期中期目標の期間への繰越金	1,343	1,527	12,355	0	3,566	1	489,853	0	508,645
資金収入 業務活動による収入	3,450,335 1,671,497	96,867 18,867	338,952 329,963	142,167 97,735	1,607,804 1,183,952	25,943 24,380	1,509,241 1,078,612	6,073 6,072	7,177,382 4,411,079
福祉医療貸付事業収入	296,788	10,007	329,903	91,133	1,100,902	24,300	1,070,012	0,072	296,788
福祉医療貸付回収金による収入	1,291,206								1,291,206
経営指導事業収入 基金事業運用収入	127	18,860							127 18,860
退職手当共済事業収入		,	120,368						120,368
心身障害者扶養保険事業収入 年金担保貸付事業収入				97,241	17,648				97,241 17,648
年金担保貸付回収金による収入					1,165,131				1,165,131
労災年金担保貸付事業収入 労災年金担保貸付回収金による収入						126			126 24,104
五次中金担保負的回収金による収入 承継債権管理回収事業収入						24,104	249,791		249,791
承継融資業務収入							817,310	_	817,310
承継教育資金貸付けあっせん事業収入 承継教育資金の貸付金受取による収入								5,900	5,900
運営費交付金収入	18,490		2,791	492	1,159	149	11,474		34,721
補助金等収入 その他の業務収入	64,747 138	Ω	206,799	2	14	0	37	1	271,546 205
投資活動による収入	130	76,478	_	44,432	14	U	31	'	120,910
金銭の信託の減少による収入		00.400		44,432					44,432 26,400
有価証券の償還による収入 有価証券の売却による収入		26,400 1,290							26,400 1,290
財政融資資金預託金の減少による収入		48,788							48,788
財務活動による収入 長期借入れによる収入	1,776,500 1,681,500				401,300 251,300				2,177,800 1,932,800
債券の発行による収入	95,000				150,000				245,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,337	1,523	8,989	0		1,563	430,629	0	467,593

(注)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[注 記] 被承継法人から承継する一切の権利及び義務に係る収入及び支出がある。